

## 8. 推進体制について

8-1. 計画推進の基本方針

8-2. 推進主体

8-3. 推進主体の役割

8-4. 実施主体の責任及び役割



## 8. 推進体制について

本章ではビジョン策定後の推進体制について、基本方針とそれぞれの役割についてまとめます。

### 8-1. 計画推進の基本方針

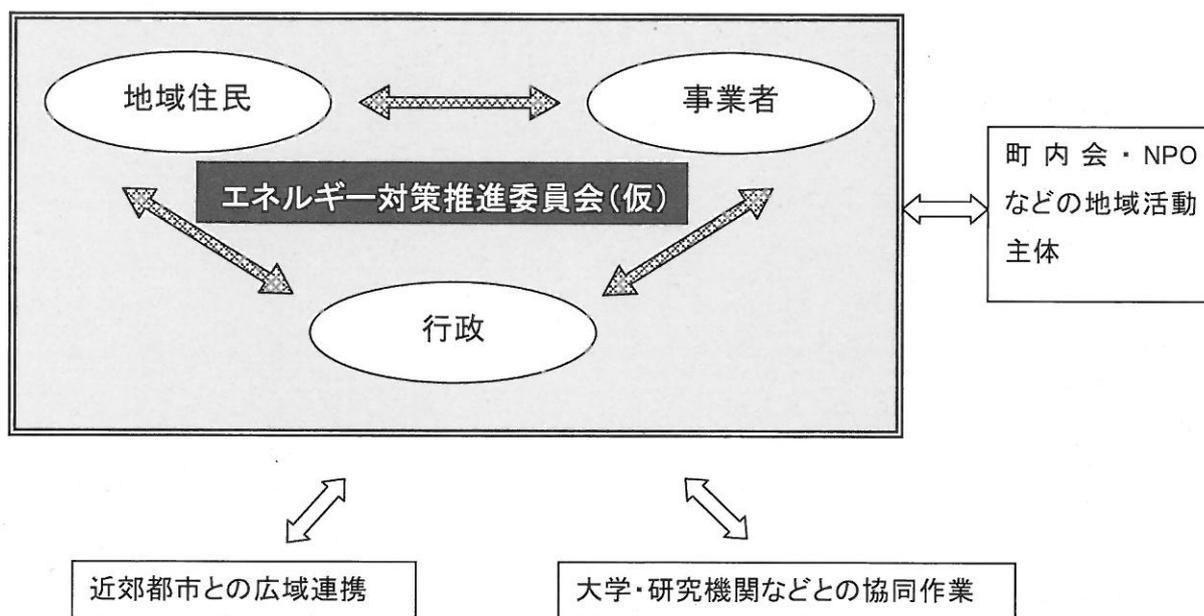
本ビジョンで定めた、新エネルギー導入計画の、効果的な推進とその進行管理については、住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組みます。

### 8-2. 推進主体

それぞれの主体の活動を取りまとめ、推進するための計画及び方法を検討する機関として、役場内に「当別町エネルギー対策推進委員会（仮）」を設置します。新エネルギービジョン策定において設置した庁内委員会を発展的に改組し、省エネルギーも含めた、エネルギー構造の適正化を総合的に推進することを目的とした組織とします。

住民、事業者、行政のつなぎ役として、導入のための活動の交通整理の役割も担い、「情報の共有」や「評価」について責任を果たします。

ビジョン策定に引き続き、当別町住民環境部環境対策課が担当部署として、推進委員会全体の取りまとめを執り行います。



### 8-3. 推進主体の役割

▶ 推進のための計画策定

本ビジョンで検討されたプロジェクトを推進するための具体的な計画及び施策検討を行います。

▶ 情報の共有

本ビジョンにおける重点プロジェクトの進捗状況や、新エネルギー及び省エネルギーに関する技術動向などについての情報提供を行います。

- ① 広報・町のホームページでの情報公開
- ② フォーラムなどの開催による情報提供及び情報交換
- ③ 必要に応じて、審議会や市民会議を開催

▶ 評価

進捗状況などの評価を行うシステムを作り、その結果を報告します。

- ① 目標の進捗状況を評価し、達成状況を毎年報告
- ② 社会動向や、技術開発動向を踏まえ、必要に応じ目標やプロジェクトを見直し
- ③ 市民モニタリング制度などの導入を検討

8-4. 実施主体の責任及び役割

実施主体ごとの責任及び役割について示します。

地域住民

- ① 新エネルギーへの理解を深め、地球環境保全を担う一員であるとの意識を高めることを目指します。
- ② 身近なところからの省エネルギーの取り組みを進め、新エネルギー導入を意識します。

事業者

- ① 経済活動の大きな部分を占めることから、環境影響の大きさを認識し、地域社会の一員として、社会的な責任を果たすことを、エネルギー施策の分野から示します。
- ② 事業活動の面から、新しいエネルギー体系の創出に積極的に取り組みます。

行政

- ① 地域からの取り組みを進める上で、町民・事業者と連携を図り、効率的な推進方法を示します。
- ② 達成目標を定め、方針を示し、検証する仕組みを作ります。
- ③ 地域の活動を積極的に支援します。

